

あの日を忘れない「3.11語り継ぐつどい」

3月25日、花巻温泉ホテル千秋閣で「3.11語り継ぐつどい」を開催しました。

2011年3月11日の東日本大震災津波被害を風化させず、犠牲になった方々を悼み、被災地支援の継続を誓うことを目的として開催しています。

あの日から今年で6年を迎えました。

今回のつどいでは、不来方高校分会の金子剛さん（前任校は釜石高校）と気仙光陵支援分会の村上徳彦さん（4月からは一関清明支援分会）が当時の様子や思いを語りました。

地震発生当時の記憶や思いを振り返りながらのもので、参加者も当時のそれぞれの体験を胸の中に呼び戻していました。

また、昨年の熊本地震のボランティアの報告もあり、今後の防災についても考える機会となりました。

報告の詳細については、冊子を作成し、各分会に配付します。



金子剛さん



村上徳彦さん

舎監業務の記録 勤務命令時間すべての記入に改善

昨年度から勤務時間外状況記録簿に舎監業務と持ち帰り業務の記録欄が追加になりました。特に舎監業務について県教委は「待機時間」「従事時間」と分け、「従事時間」のみ記入する例示をするなどしたため、学校によって記入時間にバラツキがありました。高教組では交渉をかさね、命令時間をすべて記入するように改善させ、3月31日付で県から学校あてに連絡されました。

勤務時間の把握は公務災害認定請求の根拠となります。引き続き勤務時間外状況記録簿の入力を行い、長時間労働の解消に努めましょう。

記録の対象時間（県からの文書より）

(1) 宿直舎監業務の時間（命令時間とし、夜間の睡眠時間を除く。）

【例】							
17:00		22:00		1:00 2:00		6:00 8:30	
勤務時間	舎監業務の時間① (特機時間を含む) 5時間	睡眠	1時間 た導突 の必発 要のに が生徒 指②	睡眠	舎監業務の時間③ (特機時間を含む) 2時間30分	勤務時間	

○上記の場合、記録時間は初日①5時間、翌日②+③=3時間30分

(2) 日直舎監業務の時間（命令時間とする。）

【例】 8:30~17:00

○記録時間は8時間30分となること。